

令和4年3月第1回定例会

新年度予算をはじめ48議案を審議

2月24日から3月18日まで



令和3年度 一般会計補正予算 3億7,086万円 増額
(総額42億2,890万円)

令和4年度 新年度予算 35億4,900万円 可決

予 算 可 決

令和3年度補正予算(第8号)主な歳出 (▲は減額)千円以下四捨五入

一 般 会 計

総務課

- 財政管理費 3億7,968万円**
 - ・財政調整基金や減債基金、ふるさとづくり基金へ積立。

民生課

- 戸籍住民基本台帳費 312万円**(全額国費)
 - ・マイナンバーカードによる転入転出の手続きに対応するためのシステム改修費。
 - ・マイナンバーカード交付事業の負担金の増額。

子育て支援課

- 小・中学校管理費 28万円**
 - ・燃料高騰に伴う増額(123万円)
 - ・事業精算に伴う減額(▲95万円)

産業課

- 商工振興費 5,000万円**
 - ・木島平観光株式会社への支援補助金。
 - その他、各事業精算に伴う減額など。

特 別 会 計 主な財源は一般会計からの繰入れ。

- 後期高齢者医療特別会計 ▲67万円**
総額) 5,901万円
 - ・県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額によるもの。
- 国民健康保険特別会計 75万円**
総額) 5億4,031万円
 - ・保険給付費の増額。
- 介護保険特別会計 ▲1,161万円**
総額) 6億2,780万円
 - ・事業実績により減額。
- 農業集落排水事業特別会計 ▲110万円**
総額) 2,578万円
 - ・事業実績により減額。

- 観光施設特別会計 ▲73万円**
総額) 4,180万円
 - ・事業精算により減額。
- 下水道特別会計 ▲2,213万円**
総額) 4億50万円
 - ・修繕工事等の金額が確定したことによる減額。
- 高社簡易水道特別会計 ▲234万円**
総額) 1,479万円
 - ・事業実績により減額。
- 小水力発電特別会計 増減なし**
総額) 221万円
 - ・発電量が減少したことによる売電収入の減少に伴うもの。

令和4年度予算 (予算の概要については、広報2～3ページをご覧ください。)

一 般 会 計

11 特 別 会 計

- 情報通信
- 学校給食
- 奨学資金貸付事業
- 後期高齢者医療
- 国民健康保険
- 介護保険
- 小水力発電
- 観光施設
- 下水道
- 農業集落排水事業
- 高社簡易水道

水道事業会計

議 会

No. 243



自然劇場

議会に対するご意見
をお聞かせください。

電 話

☎0269(82)3111
(内線170)

E-mail

gikai@vill.kijimadaira.lg.jp

発行：木島平村議会
編集：議会だより編集委員会

条例 可決

◆消防団条例の一部改正について

◆特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

消防団員の団員資格を村内勤務者にも拡充する改正と、これまで規則で定めていた報酬規定を次のとおり条例に定めるものです。

年 俸 報 酬(単位:円)			
	改定前	改定後	差 額
部 長	36,200	54,000	17,800
副部長	24,800	43,000	18,200
班 長	17,600	40,000	22,400
団 員	12,400	36,500	24,100

出 動 報 酬(単位:円)			
	改定前	改定後	
災 害	1,200/回	1日につき	
		2時間未満	2,000
		4時間未満	4,000
		4時間以上	8,000
訓 練	1,800/回	同左	



◆税条例の一部改正について

国民健康保険税の負担限度額引き上げに伴うもの及び令和4年度税率改正に係る改正です。

◆田舎暮らし体験住宅設置条例の一部改正について

連続して利用できる期間を30日から90日に、1泊3,000円を5,000円(リネン代込)等に改正するものです。



体験住宅(庚区)



体験住宅(大町区)

◆公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正について

◆火入れに関する条例の一部改正について

いずれも押印廃止に伴う一部改正です。

◆特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正について

昨年4月から実施している、理事者の給与削減を1年延長するものです。

(村長20%、副村長10%、教育長10%の削減)



人 事 同 意

◆教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて

- ・氏名：角田 道夫 さん(市之割)
- ・任期：令和4年4月1日から令和8年3月31日

◆副村長の選任につき同意を求めることについて

- ・氏名：佐藤 裕重 さん(再任)
- ・任期：令和4年4月1日から令和8年3月31日

報 告 受 理

◆工事変更請負契約締結の専決処分の報告について

- ・工 事 名：令和3年度体育館耐震改修工事
- ・額 の 変 更：5,467万円→5,656万2,000円
- ・増 加 額：189万2,000円
- ・変 更 理 由：施工段階で新たな補強箇所が見つかったため。
- ・契約の相手：株式会社 サンタキザワ木島平支店

◆損害賠償の額を求める専決処分の報告について

- 業務中に公用車(リース)で長野自動車道走行中に自損事故。修理不可能となったことによる規定損害金が発生。
- ・損害賠償の額：15万2,922円

事 件 可 決

◆情報通信施設の指定管理者※の指定について

- ・施設の名称：木島平村情報通信施設(ふう太ネット)
- ・団 体 名：株式会社エスネットサービス
- ・指 定期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

◆過疎地域持続的発展計画の変更について

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

いずれも、現在進めている公共施設等総合管理計画及び令和4年度事業計画に伴い、計画内容を変更するものです。

※指定管理者とは…

公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理させる「指定管理者制度」により指定した団体です。多様化する住民ニーズに応えやすくなり、自治体にはないサービスを提供することができます。

本年2月、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、本議会では、「いかなる場合も武力による解決を許さず一刻も早い侵攻中止を求めるもの」として、また、「戦争や武力行使のない世界平和の実現を強く願うもの」として、次のとおり決議し、意見書を提出しました。

◆ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議

(要旨抜粋)

ロシアが北大西洋条約機構(NATO)への加入を望むウクライナに軍事侵攻したことに伴い、民間人を含む多数の死傷者が発生し、多くの人々が避難を余儀なくされているとの報道がされる中、国際社会から非難の声が上がっている。

これまで、我が国や欧米各国がロシアと首脳会談を行うなど、平和的な解決に向けた努力が続けられてきたにもかかわらず、ロシアが軍事侵攻に踏み切ったことは、力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて受け入れられるものではない。

今回の侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であり、これを許すことは、アジアを含む国際社会の平和と安全への脅威となりかねない。



発言をする山崎栄喜 議員

よって、国際秩序を維持するとともに、経済活動を含めた我が国の安全を保障するため、ロシアに対し、ウクライナ侵攻を強く非難するとともに、直ちに侵攻を中止し、事態の打開に努めるよう強く求めるものである。

◆議会委員会条例の一部改正について

開かれた議会をめざし原則的に公開にするとともに、参集困難な状況に置かれる場合も可能な限り出席できるようにするため、次の2点について改正するものです。

①傍聴について

現在は議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴できるという規定を、原則的に公開することに改める。

②特に必要と認めるときのオンラインを活用した委員会の開催について

- ・重大な感染症の蔓延、大規模な災害等の発生等により、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合。
- ・育児、介護等のやむを得ない事由により参集が困難な時に委員から求められた場合。



◆世界平和実現のための決議について(要旨抜粋)

生まれた時から平和の恩恵を享受し、戦争を知らずに育ってきた私たちにとって、過去の事実を知り、戦争の悲惨さや非人道性を常に心に留め、慰霊に努めること、そして、戦争の惨禍を再び繰り返すことのないよう、平和を愛する心を育むことは、今の時代を預かる者としての責務である。

平和憲法を掲げる日本国民として、世界平和を希求すること、戦争放棄を世界に広めることは、世界唯一の戦争被爆国として、率先して取り組むべき使命である。

武力や軍事力による解決は、人道的にもすべきではなく、日本国政府は、平和憲法の理念を実現し、世界恒久平和の実現に向け、早急に行動されることを要請する。

◆世界平和実現のための意見書提出について

上記の内容を意見書として地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣あてに提出する。



発言をする土屋喜久夫 議員

◆水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書の提出について

陳情を採択としたことを受けて、衆・参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣あてに次のとおり意見を提出することを議決しました。

コロナ禍の長期化を受けて農畜産物の需要が減少し、農畜産物価格が低迷し、とりわけ2021年産米の生産者価格は大幅下落している。

2022年産米でも主食用米削減計画の打ち出しも明らかになっている。

地域農業を維持し、食料需給率向上を高めるためには、交付金の削減ではなく、施策の充実と予算の拡充が求められる。

水田活用直接支払交付金の見直しを中止し、食料自給率が低い畑作物などへの支払額の増額を行うことを求める。(要旨抜粋)

みなさんからの請願・陳情

受理番号	件名	申請者・提出者	採決結果
令和3年 陳情第6号※	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書	長野県農民連 飯水岳北農民組合 代表 宮崎俊一	不採択
令和4年 請願第1号	「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願	長野県農民連 飯水岳北農民組合 代表 宮崎俊一	採 択
令和4年 陳情第1号	ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い	ウイグルを応援する全国地方議会の会 会長 丸山治章(逗子市議) ほか3名	不採択
令和4年 陳情第2号	シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出を求める陳情書	(公社)飯山地域シルバー 人材センター 理事長 小川恵一	継続審査
令和4年 陳情第3号	母(毛嘉ヘイ)が中国で不法に逮捕されている件に関する要望	東京都台東区浅草 付偉トウ	不採択
令和4年 陳情第4号	新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状況調査に関する陳情書	木島平村 中村朋世	不採択
令和4年 陳情第5号	ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期解決を求める陳情	北信地区労働組合会議 議長 山本兼也芽	不採択

※令和3年12月定例会で継続審査となった陳情。

《賛否の分かれた議案の結果》

令和4年度 一般会計予算	議 員 名										議 決 結 果
	山崎栄喜	山浦登	山本隆樹	芳川修二	丸山邦久	勝山卓	土屋喜久夫	勝山正	江田宏子	萩原由一	
	○	×	○	欠	×	○	○	○	○	議	可決

[表の説明] ○:賛成(起立) ×:反対 欠:欠席 議:議長(議長は表決には加わりません。)
※これ以外の議案は全会一致での議決です。



起立採決の様子



議会どろく No.4

議会用語が分かると議会がちょっとおもしろくなる!?

● 継続審査(けいぞくしんさ)...

定例会(臨時会)は、それぞれ独立したものと考えられているため、1回の定例会中に提案された案件は、次の定例会に引き継がれることなく、審議未了、廃案となり消滅してしまいます。

しかし、案件によっては、その会期中に結論を出すことができない場合もあるため、議会の議決によって、閉会中や次の定例会でも引き続き審査することをいいます。

● 発議(はつぎ)...

議員が議事の対象となるべき問題を提案することですが、主に議員が議案を提出することをいいます。(=発案)

● 意見書(いけんしょ)...

村民生活にとって重要なことでも、それが国や県の仕事であって、村の力では解決できない時には、地方自治法に基づき国や県(内閣総理大臣、県知事あてなど)に村議会の意見として意見書を提出し制度改善などを伝えます。

このときに提出する文書を意見書といいます。主に、意見書提出の請願や陳情を採択とした結果を受けて、議員が議案として提案し、可決後提出されます。

意見書と似たものに「決議」があります。これも議会の意思を示すものではありませんが、法的な根拠がなく行われるものです。

観光施設を民間にスムーズに移行させることが最良・得策と判断。

民間譲渡を前提にした「第三セクターへの『最後の支援』」であることが賛成の最大の理由。



江田 宏子 議員

討論要旨

今回の補正予算の表決にあたり、賛否で悩んだのは、第三セクター※1木島平観光(株)[=以下 観光(株)]への「運営補助金」となる予算。

要因は、観光(株)の資金不足である。

令和元年の台風19号の影響、その冬の異常な寡雪、丸2年続いている新型コロナウイルスの感染拡大・・・と、想定外の事態が続き、この冬も、回復直前に、感染の再拡大で予約団体が全てキャンセルになるなど、経営は一気に危機的な状況に陥ってしまった。

1年半前から、第三セクター改革担当参事を観光(株)に派遣し、組織のあり方の改革をはじめ、様々な取り組みを進めてきているが、このコロナの状況下での収益確保は限界もあることは確かで、それは、観光(株)に限ったことではない。

一方、議会は、令和2年9月「第三セクターの経営悪化に対する資金援助の予算」に対し、「今後は、単に赤字を補うような貸付や資金投入はしないこと」と「第三セクターの改革」を求めた提言書を村へ上げた経緯がある。

今回の補助金に対しても、賛成に至るには、大きな葛藤があり、他の議員からも、判断に悩む声も多く聞かれた。

ただ、この予算を認めなければ3月末、またはそれ以前に、観光施設は全てストップすることになるため、運営を止めた場合の状況や、関係者にもたらす影響、今後の村の対応・負担等も考慮。

もし、この時点で第三セクターを清算し、運営を止めた場合も、村がその維持管理の負担を負う必要があり、いずれにしても経費はかかる。

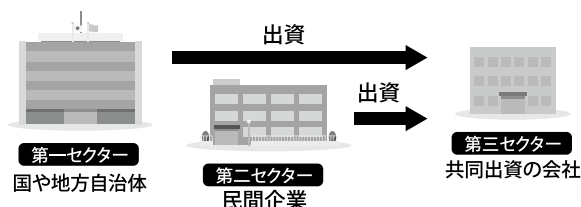
また、現在、施設の民間譲渡、運営会社の民営化への話が検討されていることも、重要なポイントとなった。

急激にストップするのではなく、その「民間譲渡の可能性」を前提に「ソフトランディング※2」させること、民間にスムーズに移行させることが最良・得策だと判断。

民間譲渡を条件にした「第三セクターへの『最後の支援』」であることが賛成の最大の理由である。

財源は「一般財源」だが、コロナ関連の地方交付税増額分を充当できることも確認した。

住民の皆さんにも、これらの点をご理解いただけるようお願いしつつ、補正予算への賛成討論とする。



※1 第三セクターとは…

国や地方自治体(=第一セクター)と民間企業(=第二セクター)との共同出資の会社。民間の柔軟なアイデアと活力を使って公共的な事業を営む会社です。

※2 ソフトランディングとは…

安定的状況への穏やかな移行や穏便な手段での問題解決など、困難な事態をうまく収めることです。

令和4年度一般会計新年度予算に対する **反対討論** (討論議員1人)

反対する理由は2点。

- ① 将来の事業に備えた歳出削減方針である、事業の見直し、義務的経費の5%削減が十分行われず、前年踏襲の事業予算が多くみられる。
- ② ファームス木島平の民間事業者による運営方針の計画、スキー場をはじめとする村施設の民間譲渡計画等が村民に十分説明・理解されていない。



山浦 登 議員

討論要旨

① 予算策定にあたって、事務事業の見直しと義務的経費(人件費、扶助費、負担金等を除く経費)の5%削減方針を出されたが、歳出削減の努力が予算上では見られない。コロナ禍で事業が増加したとはいえ、事業内容の精査が十分行われず、前年踏襲の予算が多く見られる。

公共施設等管理計画には、今後15年の間に、村の施設改修・更新にあたり、単純更新した場合130億円、長寿命化対策をした場合でも66億円(1年あたり4億7,000万円)の費用を要すると試算されている。さらに、道路、上下水道の整備等に多額な予算が必要とされている。

「入るを量りて、出ざるを為す」の中国の故事にあるように、収入の額を計算し、それに応じた支出の計画を立てるといふ姿勢が欠けている。

また、今日の景気が低迷する情勢の下では、歳入の50%以上を占める地方交付税の増額も見込めず、村の自主財源である村税等の伸びも期待できず、将来に備えた基金取り崩しによる予算編成には、将来の財政負担に比べられるか、不安がある。

② 事業計画と予算が村民に十分説明・理解されないまま事業が進められているという点である。ファームス木島平は、マルシェホール屋根改修計画の設計に517万円予算化され、大規模改修工事が計画されている。

また、施設の運営を公募し、民間事業者による運営の方針が出されているが、村民の間には多様な意見がある。具体的方針が十分に定まらないままでの事業ではないか。

一方、スキー場は、木島平観光(株)の指定管理で運営されているが、3月9日信濃毎日新聞に「観光18施設民間譲渡へ 新型コロナで経営悪化」と報じられた。

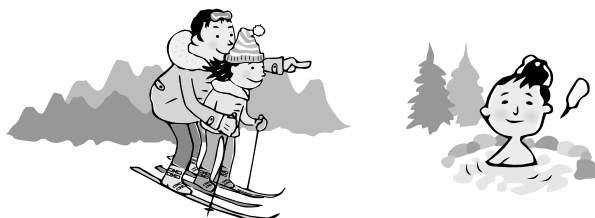
この記事を見た多くの村民から「こんな大事なことを村民に知らせないまま進めていいのか」、「村の重要な施設が民営化されて村の観光はどうなるのか」、「民営化以外に方法はないのか」といった意見や疑問が多数寄せられている。

これらの村民の意見や疑問は、この事業が村民に十分説明されず、理解されないままに進められていることによる。

ファームス木島平の運営や木島平スキー場・観光施設の運営は、現状を村民にしっかり説明・情報提供し、知恵を出し合い、結論を見出すテーブルの設置をするという姿勢が重要ではないか。

木島平スキー場や馬曲温泉は、村観光の中心施設であり、村経済への影響も大きく、無くてはならない事業である。このスキー場と関連施設を民営化するという重大な方針転換を村民に理解されないままに進められるという事は、行政としての説明責任を果たしていないと言わざるを得ない。

以上、2点の理由により、令和4年度一般会計への反対討論とする。



「令和3年12月議会の審査意見」に対する村の対応

令和4年3月第1回議会定例会で出された「審査意見」に対する村の対応の報告です。(令和4年2月24日本会議「諸般の報告」より)

予算決算常任委員会

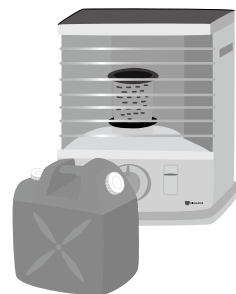
意見

福祉灯油購入費助成事業が計画されているが、困窮状況を的確に把握し、近隣市町村等の状況も踏まえ、次年度以降の事業内容を検討されたい。

対応

民生児童委員、社会福祉協議会などの関係者及び関係機関と引き続き連携を図り、困窮状況の把握に努める。

今回の福祉灯油購入費助成にあたっては、近隣市町村の事業の実施状況を踏まえ、助成対象世帯の範囲の見直しを行い助成を実施している。



「令和4年3月議会の審査意見」

委員会に付託された案件について審査し、村に対して次の意見をまとめ対応を求めました。

予算決算常任委員会

意見

農の拠点施設※など方針が定まらない事業においても、設計予算が計上され、基金の充当要因となっている。予算執行にあたっては、財政規律を最優先とし、後年度に負担を残さない事業運営をされたい。

※農の拠点施設とは…「道の駅ファームス木島平」のことです。

村の特産品である木島平米や生鮮野菜及び加工品の直売、これらを利用した農村レストラン、さらに、道の駅機能を持つ施設として造られました。

村の6次産業化の拠点として、都市と農村の架け橋となる交流・情報発信の施設として、デルモンテ工場跡を利用して建設されました。

今、村からは、民間企業による運営など新たな運営改善計画が示されており、具体的な内容については、今後決めていくこととしています。

各議員の一般質問の項目

3月8・9日に、7人の議員が一般質問を行いました。質問・答弁の要旨は来月(5月号)の議会だよりに掲載します。

第1日目(3月8日)

●江田 宏子

- ①観光施設の今後(民間譲渡構想)の見直しについて
- ②ファームス木島平の今後の見直しについて
- ③コロナ禍を経ての事業見直しについて

●山本 隆樹

- ①木島平観光株式会社への支援補助金5,000万円について
- ②観光施設の民営化について

●丸山 邦久

- ①木島平村の観光業の今後について
- ②経済政策について

●勝山 卓

- ①観光行政について
- ②農業振興について
- ③「ファームス木島平」の運営改善について

第2日目(3月9日)

●土屋喜久夫

- ①特別豪雪地域木島平村の将来像について
- ②民生委員制度について
- ③業務継続計画(BCP)の強化について

●山浦 登

- ①令和4年度財政計画について
- ②農業・農家の支援について
- ③新型コロナ下での地域・村民間のコミュニティについて

●山崎 栄喜

- ①財政運営について
- ②少子化対策について
- ③ファームス木島平運営改善計画について



次回定例会の開催予定

【6月議会定例会】

開 会 日 …… 5月26日(木)
 一般質問① …… 6月8日(水)
 一般質問② …… 6月9日(木)
 閉 会 日 …… 6月16日(木)

請願・陳情の受付締切日

5月17日(火)午後5時

議会事務局へ直接ご持参のうえ、事務局員に説明をお願いします。

定例会・会期中の各種委員会の傍聴について

- 本会議の傍聴は、感染症拡大防止のため議場とは別室(役場2階第1会議室)に設けています。
- ふう太ネットの生中継でご覧いただけます。
- マスクを着用し、手洗い・アルコール消毒にご協力をお願いします。
- ご本人や同居のご家族に体調の優れない方がいる場合は、ご遠慮ください。
- なお、委員会の傍聴については、議会事務局までお問い合わせください。

定例会・臨時会の会議録は、どなたでもご覧になれます

会議録は、定例会・臨時会の本会議記録を載せています。次の場所・方法で閲覧できます。

- ・役場2階の議会事務局での閲覧(平日午前8:30～午後5:15)
- ・村ウェブサイトに掲載

*ウェブサイトへのアクセスは、次の順に進んでください。

木島平村ウェブサイト → 行政ページ → 行政情報 → 木島平村議会 → 会議録

※3月定例会会議録は、現在作成中のため次回定例会までに掲載予定です。
 一般質問部分については、4月末～5月初旬に掲載予定です。



スマートフォン・タブレットからは、QRコードの読み取りでもご覧いただけます。



議会どろく No.5

● 付託(ふたく)…

議会の議決を要する議案等について、議会の議決に先立ってより詳しく専門的に検討を加えるために、担当の委員会へ審査をゆだねることです。

委員会審査が終わると、委員長は、本会議でその結果を報告し、審査結果を参考に本会議で議決されます。

村議会の委員会は、「総務民生文教常任委員会」「産業建設常任委員会」「予算決算常任委員会」があります。

それぞれ所管課から説明を受けて審議します。予算決算常任委員会は全議員で構成されますが、他の2委員会は、議員が半分ずつ分かれて構成されています。

議会用語が分かったら議会がちょっとおもしろくなる!?



● 議決(ぎけつ)…

議案などに対して賛成・反対の意思決定をすることです。議案の内容により、賛成か反対かの結果の表現が異なります。

- ・可決[否決]: 予算、条例、決議、意見書等
- ・認定[不認定]: 決算
- ・同意[不同意]: 人事案件等
- ・承認[不承認]: 専決処分の承認等(地方自治法179条の専決)
- ・採択[不採択]: 請願・陳情等
- ・報告受理[不受理]: 専決処分の受理(地方自治法180条の専決によるもので、軽易な事項は報告のみとしています。)